

議案第147号

京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例の制定について

京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例を別記のように定める。

令和2年9月24日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない中、「市民生活の安全、安心の確保」と「観光立市と安全、安心な観光推進」の両立を実現することを目的として条例を制定するものである。

(別記)

京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例

(目的)

第1条 本市において、新型コロナウイルス感染症等が万一まん延した場合に、市民の生命及び健康並びに市民生活及び市内経済に重大な影響を及ぼすとともに、京丹後市観光立市推進条例（平成21年京丹後市条例第18号。以下「観光立市推進条例」という。）を擁し、観光立市の実現を進める上では、観光旅行者の安全で安心な本市への来訪に大きな支障を及ぼすおそれがある。この条例は、このことに鑑み、新型コロナウイルス感染症等のまん延の未然防止及びまん延時の早期収束に向けた万全な措置の徹底・強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小限にし、観光旅行者の安全で安心な来訪と滞在に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等及び同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 観光旅行者 本市を来訪し、又は来訪を企図している観光客、イベント等の参加者その他市外からの旅行者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、観光立市推進条例の用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、国内において新型コロナウイルス感染症等が発生したときは、国及び京都府と密接に連携し、市内における発生の予防又はそのまん延の防止等に必要な対策を適確かつ迅速に実施する責務を有する。

(市民、観光事業者及び観光関係団体に求められる行動)

第4条 市民、観光事業者及び観光関係団体（以下「市民等」という。）は、新型コロナウイルス感染症等の感染予防に努めるとともに、

国及び京都府並びに前条に規定する市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 観光事業者は、新型コロナウイルス感染症等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 観光関係団体は、前項の措置に関する情報の収集、提供、助言及び調整並びに観光旅行者に対する適切な情報発信を行うよう努めるものとし、その実施にあたっては、前項の規定を準用する。
- 4 市民等は、新型コロナウイルス感染症等の患者等及び濃厚接触者並びにその家族、医療従事者その他新型コロナウイルス感染症等に関連する者に対して、感染していること又は感染しているおそれがあること等を理由として、いかなる不当な差別的取扱い又は差別的言動その他の心理的外傷を与える言動をしてはならない。

(観光旅行者に求められる行動)

第5条 観光旅行者は、第1条の目的を適確に達成するため、第3条に規定する市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(観光事業者以外の事業者求められる行動)

第6条 第4条の規定は、観光事業者以外の全ての事業者について準用する。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 9 月 定例会

議案の 件名	議案第147号 京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための 新型コロナウイルス感染症等対策条例	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他 ()
-----------	---	------------	-------------------------

<p>《政策等の概要》</p> <p>本条例は、新型コロナウイルス感染症等のまん延の未然防止及びまん延時の早期収束に向けた万全な措置の徹底・強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小限にし、観光旅行者の安全で安心な来訪と滞在に寄与することを目的に制定するものである。</p>	<p>《市民参加の状況》</p> <p>○・無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p> <p>・パブリックコメントによる意見(令和2.9.4～9.18、意見4件)</p>												
	<p>《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">総事業費</th> <th style="width: 15%;">国庫支出金</th> <th style="width: 15%;">府支出金</th> <th style="width: 15%;">市債</th> <th style="width: 15%;">その他</th> <th style="width: 15%;">一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
<p>《政策等の必要性》</p> <p>新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない中、これまで感染拡大の予防と経済活動の両立を取り組んできたが、法的根拠をもたずに、市民や事業者等の自主的努力のみに委ねることは、安全で安心な市民生活と観光立市との両立に不安を残す側面がある。</p> <p>秋冬の本格的な観光シーズンを迎えるにあたり、安全、安心の確保の上で、市民、事業者、観光客はじめ関係者の役割や努力の方向性・責務などを、本条例の制定により、まちのルールとして定め、共有し取り組んでいくことが必要となる。</p>	<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p> <p>「市民生活の安全、安心の確保」と「観光立市と安全、安心な観光推進」の両立を発展的、安定的に実現していくことに貢献する。</p> <p>また、ウィズコロナ及びアフターコロナにおいて、新型コロナウイルス感染症等への対策はもとより、様々な「安全・安心」を観光の付加価値の中心の一角に据えた「未来型の観光戦略・観光立市」を進めていくことへの繋がりが期待できる。</p>												
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <p>R2.9.4 京丹後市観光立市推進会議 R2年度第1回会議 R2.9.4 条例案に係るパブリックコメントの実施(～9.18) R2.9.8 京丹後(宿)おかみさんの会定例会 R2.9.10 (一社)京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部理事会 R2.9.18 例規審査委員会</p>	<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総合計画 計画項目</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 70%;">滞在型観光・スポーツ観光の促進</td> </tr> </table> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">計画名称</td> <td>京丹後市観光振興計画</td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成30年度～令和4年度</td> </tr> </table>	総合計画 計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進	計画名称	京丹後市観光振興計画	策定年度	平成30年度	計画期間	平成30年度～令和4年度			
総合計画 計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進											
計画名称	京丹後市観光振興計画												
策定年度	平成30年度												
計画期間	平成30年度～令和4年度												
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>公布の日から施行する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">担当部局</td> <td style="width: 20%;">担当課</td> <td style="width: 60%;">添付資料(有の場合は、その名称)</td> </tr> <tr> <td>商工観光部</td> <td>観光振興課</td> <td>○・無 条例についての意見(観光立市推進会議ほか) 他自治体の条例比較(観光振興課調べ)</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)	商工観光部	観光振興課	○・無 条例についての意見(観光立市推進会議ほか) 他自治体の条例比較(観光振興課調べ)						
担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)											
商工観光部	観光振興課	○・無 条例についての意見(観光立市推進会議ほか) 他自治体の条例比較(観光振興課調べ)											

京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例についての主な意見

1 京丹後市観光立市推進会議（9月4日開催）

- ① 条例があることで、それぞれの立場で後ろ盾があるという面でありがたい。逆に規制がきつくなり、やり過ぎにならないかという心配もある。
- ② 第1条が一文ではわかりづらい。一般市民の方に知らせるには、2つに分けた方がいい。
- ③ 観光客への周知が重要。条例のことをわかっていただくことが一番大事。
- ④ 関係者全員がお互いに安心・安全の「後ろ盾」ができる。不当な差別に対しても、こういう条例があることは良いこと。
- ⑤ 冬のカニシーズンは、宿が人数制限など感染予防をすることで、ある程度乗り切れるのではないかと期待しているが、条例があることで、それが整理できるのではないかと感じる。
- ⑥ 条例により、さらに安心・安全を確信させてもらえる印象を持っている。お客に京丹後市を案内する際に、パンフレットに「条例に基づいた対応に協力をお願いします」といった一文があると、お客に「きちっと対応されているんだな」と感じてもらえるので、旅行業の立場としてはとてもありがたい。
- ⑦ コロナ対策に向けて行政上の根拠をもつということ、過密が想定される場合にも制御できることにもつながり大賛成である。
- ⑧ 行政として物事を進めるにあたって、市民に説明がしやすいということもある。根拠がしっかりしているという事は一番大切な事。良い取り組みだと思う。
- ⑨ こういう条例を作っていただくと、物事を進めるにあたり、非常に市民の方に説明しやすいし、やはり根拠がしっかりしているということが一番大切なことであり、良い取り組みだと思います。条例を具体的にどうやって皆に周知していくのかというところで、DMOとしても協力させていただきたい。

2 その他の意見（おかみさんの会、京丹後市観光公社理事会）

- ① 第4条に「医療従事者への差別的取扱いをしてはならない」とあるが、とても大切なことである。（9/8 おかみさんの会定例会）
- ② 条例ができることで宿泊客等に対し、お願いもしやすくなるしPRもできる。是非、条例化を望む。（9/10 観光公社理事会）

他自治体の新型コロナ関連の条例（観光振興課調べ）

(R2.9.18現在)

	自治体	条例名称	対象	公布日	目的	責務等の有無		備考
						責務	努力義務	
1	名古屋市（愛知県）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止するための条例	コ	2.3.10	感染防止	市	民、事	感染疑い者に情報提供や外出しないことを求めることができる
2	総社市（岡山県）	総社市新型インフルエンザ等対策条例	イ	2.3.19	全般	市	民、事	新型インフルエンザ等対策特措法の中でコロナに触れる
3	東京都	東京都新型コロナウイルス感染症対策条例	コ	2.4.7	全般	都	民、事	審議会設置規定等
4	大和市（神奈川県）	大和市おもいやりマスク着用条例	他	2.4.16	感染防止	—	—	マスク推進、「コロナ」規定なし
5	千葉県	千葉県新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設の開設等の迅速化及び円滑化に関する条例	コ	2.5.1	医療確保	県	—	議員提案、医療体制の確保を目的
6	石垣市（沖縄県）	石垣市新型コロナウイルス感染症等対策条例	イ	2.5.8	全般	市	民、事、 観光客	離島で医療体制脆弱が必要な前提
7	流山市（千葉県）	流山市新型コロナウイルス感染症対策条例	コ	2.6.19	全般	市、議	民、自、N、事	議会の市施策への監視・評価・連携
8	逗子市（神奈川県）	新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例	コ	2.6.25	生活環境保持	市	事、利用者	夏季の逗子海岸でのマナー向上
9	長野県	長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例	イ	2.7.8	全般	県	民、在	対策本部設置、県民に協力求める
10	岐阜県	岐阜県感染症対策基本条例	イ	2.7.9	全般	県	民、事、医	対策本部、協議会、専門家会議
11	沖縄県	新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例	イ	2.7.31	全般	県	民、事	対策本部設置
12	鳥取県	鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例	イ	2.8.27	生命、健康、生活	県	市町村、民、事	クラスター対策を規定
13	京丹後市	京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例	イ		全般・ 観光	市	民、事、 観光関係団体、観光客	市民生活の安全安心と観光旅行者の安全安心を目的

① 対象欄：「コ」＝コロナのみ、「イ」＝コロナ＋新型インフルエンザ対策特措法の他の感染症、「他」＝左記以外の感染症

② 目的欄：「全般」＝市民の生命と健康の保護、市民生活及び市内経済に及ぼす影響の最小化、「感染防止」＝感染拡大防止（予防含む）

③ 責務等の有無欄：「議」＝議会、「民」＝市民（都民、県民）、「事」＝事業者、「自」＝自治会、「N」＝NPO、「在」＝市内在勤・就学、「医」＝医療機関